

法人向けインターネットバンキング（WEB-FB）の

不正送金に関する被害補償について

お客様に本サービスを安心してご利用いただけるよう、さんしんWEB-FBサービスの不正利用の被害補償を下記のとおり開始いたします。

1. 補償開始日

平成 27 年 1 月 1 日

2. 補償金額

上限 1000 万円（1 口座あたり）

3. 補償要件

- ①不正利用されたことに気づいてから直ちに当金庫へ通知が行われていること。
- ②当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。
- ③当金庫に被害状況を説明し、調査に協力していること。

4. 補償対象とならない主な場合

- ①お客様の個人情報または端末機がお客様に到達する前に生じた個人情報もしくは端末機の盗難または紛失
- ②他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用
- ③端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行なわれた使用
- ④お客様の故意または重大な過失による損害（他人にインターネットバンキングに必要な情報を教えていたために不正利用された等）
- ⑤家族、同居人または留守人が自ら行いまたは加担した損害
- ⑥使用人による不正行為による損害
- ⑦戦争・変乱または地震・噴火に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害
- ⑧警察に被害届を出さない場合
- ⑨クレジットカード盗難保険普通保険約款に規定する保険金を支払わない場合に規定する損害
- ⑩その他下記に該当する場合も補償対象外になる場合がございます。
 - ・当金庫の推奨する OS、ブラウザ以外でインターネットバンキングを使用
 - ・OS、ブラウザが修正プログラムによって最新の状態に更新されていない

- ・セキュリティ対策ソフトを導入していない場合や、導入していても最新の状態に更新していない
- ・当金庫が推奨しているセキュリティ対策を実施していない

《被害に遭われた場合は当金庫へご連絡ください。》

三条信用金庫

事務部

TEL : 0120 - 002 - 285